



中小規模団体における違反処理体制の構築

三重県
津市消防本部



事例類型 **I 実効性向上 / II 高度化・専門化 / III 効率化 / V 人材育成**

取組期間 **平成28年7月から(全取組は平成29年4月から)**

背景

当消防本部では、「違反対象物の公表制度」が平成30年4月から開始されることに伴い、現状把握のために管内の4消防署へ重大違反対象物の調査依頼をしたところ、80件の重大違反特定防火対象物があることが判明し、当該防火対象物に対する違反是正や違反処理体制の早急な構築が喫緊の課題となった。

内容

1. 組織上の取組

(1) 違反指導担当の設置

平成29年4月1日に本部予防課内に管内人口30万人規模の団体としては珍しい「違反指導担当」を新たに設置し、違反是正や違反処理などを専門とする職員を3名配置した。

(2) 公表制度開始に伴うタスクフォースの設置

平成28年7月に公表制度開始に伴う違反是正や違反処理を目的として、消防次長をリーダーとするタスクフォースを設置し、毎月1回会議を開催し、重大違反対象物の違反是正進捗状況やその対応について、所属の壁を越えた議論や協力を実施した。

また、各消防署の違反是正に対する競争を促すために、毎月1回違反是正進捗状況を消防長に報告するようにした。

※タスクフォースのメンバーは、本部予防課員と各消防署の予防担当職員10名で構成した。

2. 職員のスキルアップ

(1) 予防業務研修の実施

ア 集合研修

平成29年5月から毎月2回(合計12回)、全職員を対象に本部庁舎研修室で違反処理等の集合研修を実施し、職員720名が参加した。また、当該研修をビデオ撮影し部内ネットワークで周知して各所属でのOJTや個々のスキルアップなどに活用した。

イ 巡回研修

平成29年10月と同年11月に合計11回、予防課員が各署所を巡回して、各管内の重大違反対象物の違反是正や違反処理の研修を実施した。

(2) 予防業務教養紙の発行

平成29年8月から毎月1回、予防業務教養紙を発行し部内のネットワークで周知して、各所属でのOJTや個々のスキルアップなどに活用した。

(3) 先進地への派遣研修

平成29年6月に横浜市消防局へ査察実務研修(2週間)、同年7月は大阪市消防局へ実務型研

修(違反処理研修)(2週間)、同年12月は京都市消防局へ違反処理実務型研修(1週間)に各1名派遣し、合計3名について違反処理などの先進地への派遣研修を実施した。

先進地で学んだ違反処理に係るスキルを予防業務研修として実施したほか、各種の先進地でのシステムや考え方をフィードバックした。



●予防業務研修(集合研修)の様子



●先進地への派遣研修

成果

1. 重大違反対象物の違反是正

平成29年1月に80件あった重大違反特定防火対象物を、組織的な対応や職員のスキルアップなど全職員で違反是正に取り組んだ結果、同年12月現在、当該違反対象物は44件(36件減)で、平成30年4月の公表制度開始時には16件(64件減)となる予定である。

今後は、16件の重大違反特定防火対象物に対して違反処理を実施する予定である。

2. 消防署における行政処分の実施

当消防本部では、現在、勧告書までを消防署で実施しているが、職員のスキルアップに取り組んだ結果、予防業務の合理的かつ違反処理のスピード化などを目的に、公表制度が始まる平成30年4月から消防署で命令までの行政処分を実施する予定である。

3. 予防と警防の共同

重大違反対象物への違反是正を強力に推進するために、消防署の消防隊職員や救助隊職員を中心に査察を実施した。

その結果、査察時に得た対象物情報をベースに図上訓練や当該対象物を想定した消火・救助訓練などを実施し、予防と警防の共同が図られることとなった。



特記事項

中小規模団体における違反処理体制の構築に係る問題点は、マンパワーと予算の不足であるため、当消防本部では、知恵を絞って「人づくり」と「組織づくり」に分けて実施し、そのことは一定の効果があったものと評価している。

しかしながら、組織が一丸となって違反処理の必要性を理解し、その体制を構築すべきことを共通認識するためには、幹部自らが率先して違反処理に取り組む姿勢を見せることが重要である。

今後は、是正されない重大違反対象物を中心に組織一丸となり、そして、幹部が率先して違反処理を進めていきたいと考えている。

選考委員のコメント

違反対象物の是正指導に向け違反指導担当を新設し、本部内での研修体制の確立、他都市への派遣研修等により職員の資質の向上を図ることで、違反対象物を半減させるなどの成果を上げた取組は全国の消防本部の模範である。